

平成19年12月1日、厚生労働大臣より、民生委員・児童委員、主任児童委員が 委嘱されました

任期：平成19年12月1日～平成22年11月30日
地区担当の委員の方々は次のとおりです。

【民生委員・児童委員】

地域	担当地区	氏名	住所	地域	担当地区	氏名	住所	地域	担当地区	氏名	住所
鏡	真加部・宗枝	棕代 昭	真加部1533	鏡	寺和田	小林 祥子	寺和田1195	奥津地域	井坂・至孝農・女原	赤穂 勝	至孝農275-1
	伊勢領・岡坊	時間 将行	古川824		藤屋	小坂 瑛子	香々美404		西屋	牧野 忠	西屋225
	成段	万波 康	古川1401		新町	後藤 益男	香々美619-1		久田・杉・箱	牧野 保	箱77-11
	寺元	日上 顯三	寺元375-6		香々美・公保田・市場	田淵 弘子	香々美1321-2		上齋原1区・2区	藤木 和子	上齋原167-2
	布原	小原美恵子	布原58		沢田	田淵 雅侯	沢田527		上齋原2区・3区	片田千津恵	上齋原1165-7
	吉原北	坂手 申武	吉原344		沖	福田 浪子	沖174-2		上齋原2区・4区	水田 正子	上齋原1417
	吉原南	横本 光明	吉原647		百谷	竹下美重子	百谷1766-4		上齋原5区・7区	櫻井 賢治	上齋原1895-3
	北区・土居東	内海 博司	和田600		真経	年岡 弘文	真経347		上齋原6区	小椋 環博	上齋原1566
	和田・上円宗寺	谷口 吉宏	和田225-11		大町	小田 知美	大町964-2		上齋原7区・8区	砂田 桂子	上齋原2170-723
	下円宗寺	廣田 厚正	円宗寺575-1	野	岩屋	三木 英史	岩屋328	富	兼秀・楠・大	玉田 誠一	楠43
野	東竹田	矢内 節子	竹田193		越畑	藤原 洋子	越畑759		山口・重定・河内	山崎 恵子	富東谷1175
	西竹田・瀬戸	藤田 公男	竹田1097		高山・河本	柚木正三生	高山716		富仲間・大原・宿	岩佐八重子	富東谷58
	土居	石原 輝一	土居1246-1		河本	塚本 悟	原2		宮原～入間	池田 房枝	富西谷590-2
	貞永寺	森本 保子	貞永寺1276-5		原	原 實信	原98-3		大倉・篠原・余川	小椋 光夫	富西谷2120
	上小座	杉本 勝美	小座531		薪森原	藤本 信男	薪森原779-2	【主任児童委員】			
	下小座	北山 禎子	小座807		下原	井上 知之	下原205	地域	担当地区	氏名	住所
	上森原	居森 徳二	上森原155-2		下齋原	南條 治	下齋原38	鏡野	芳野・小田・中谷・郷	日笠 榮子	下原1566-1
	下森原・馬場	本田 健	馬場181	奥津地域	長藤・細田・引田	田中 和宏	長藤563		大野・香南・香北	中村 靖子	円宗寺972
域	塚谷	定久 俊子	塚谷583-3		奥津	聖岩 寛志	奥津338	奥津	奥津地域	水田 幸子	長藤460
	入	宗本 克明	入313		水原・奥津川西・小瀬	森元 弘士	奥津川西426-3		上齋原・上齋原地域	牧野 裕	上齋原1396
	山城	井上 五月	山城3		阿曾・中分	美若 忠生	羽出164-2	富	富地域	山口美代子	富東谷1218
	湯指・落合	山崎 晴夫	中谷1131		羽出上分	小椋 廣子	羽出1664	お問い合わせ 鏡野町役場 福祉課 ☎0868-54-2986			
	大成・中村・高座	安藤 昭子	中谷2410		羽出西谷	青木 恭子	羽出西谷553-1	鏡野	大野・香南・香北	中村 靖子	円宗寺972
	寺山・近衛・忠野	岡本 定行	中谷4236		養野	森安貴美枝	養野329		奥津・奥津地域	水田 幸子	長藤460

農業委員会よりお知らせ

農業委員会の選挙は、毎年1月1日現在により選挙資格を調査します。選挙人名簿記載申請書は回覧等で配布していますので、提出をお願いします。用紙が足りない時、届かない時は農業委員会、各振興センターに置いてありますので申し出て下さい。

資格があっても選挙人名簿記載申請書の提出のない場合は、農業委員会委員選挙人名簿に登録されず、立候補も投票もすることが出来ません。

選挙権のある人

- ①平成20年1月1日で鏡野町に住所があり、昭和63年3月31日以前に生まれた人
- ②10アール（1反）以上の農地を耕作している人
- ③①及び②に該当する人の同居の親族またはその配偶者（外国人を含む）で、年間耕作従事日数がおおむね60日以上の人

提出期限 平成20年1月10日（木）まで

なお、選挙人名簿は縦覧の後、3月31日に確定し、その後の1年間の農業委員会の選挙による委員の選挙に使われます。

お問い合わせ 鏡野町農業委員会（☎0868-54-2987）または各振興センター産業建設課

1,000㎡以上の土地の開発行為の際には、許可申請・届出・協議が必要です

- ①鏡野町の条例に基づく届出…1,000㎡以上の宅地造成等の開発行為（上齋原地区については500㎡以上及び戸数要件があります）…町開発調整審議会の案件となります。
 - ②都市計画法に基づく許可申請（県知事許可）…都市計画区域内で3,000㎡以上の開発行為（都市計画区域外でも10,000㎡を超えるものについては、都市計画法の適用を受ける場合があります）
 - ③県土保全条例に基づく許可申請（県知事許可）…都市計画区域外で10,000㎡以上の開発行為
- ※県知事許可が必要となるものについては事前に岡山県と協議を行ってください。

2月開発審議会の届出の締め切り…平成20年1月21日

お問い合わせ：鏡野町役場 企画課 ☎0868-54-2982

土地取引には届出が必要となる場合があります

国土利用計画法により一定面積以上の土地取引（売買、交換、地上権設定など）する場合、土地を取得した方（売買の場合は買主）は、契約を締結してから2週間以内に、土地の所在する市町村役場まで届出をすることとなります。

届出をしなかったり、偽りの届出をした場合は法律により罰せられます。

鏡野町内の場合、次の規模の土地取引に届出が必要です。

都市計画区域内……………5,000㎡以上
都市計画区域外の区域…10,000㎡以上

詳しくは、土地の所在する市町村役場または所轄の県民局までお問い合わせください。